

# 遠隔臨場の試行

令和3年10月14日

袋井土木事務所

企画検査課 牧村



「工事中」がみらいをつくる！どぼくってオモシロイ！

静岡県交通基盤部



建設現場をIoTで見える化する  
カメラ・計測器・ソーラー電源のレンタル

0120-985-368

[受付時間] 平日9:00~18:00

資料請求

お問い合わせ

製品紹介 活用事例 技術提案事例 i-Constructionについて はじめての方へ

お知らせ よくある質問

管理画面

サイト内検索

計測

カメラ

検知

表示・発報

電源

通信

## MET-EYE (メットアイ) ®

遠隔臨場にも使える、4GLTE通信モジュールを組み込んだウェアラブルカメラ専用通信機とヘルメット装着型カメラのセットです。

付属のモバイルバッテリーをUSBケーブルでつなぐだけですぐに利用できる簡単設計で、モバイルWi-Fiルーターやスマホとのテザリング設定は不要です。

通信機能を内蔵したことにより、通信の遅延や途絶を最低限に抑え、段階確認や立会、材料確認などの遠隔臨場にも耐え得る性能を低コストで実現しています。

撮影した映像はライブ配信すると同時にクラウド上に保存されるため、任意の日時に遡って状況を確認することができます。

閲覧はPC、スマートフォン、タブレット等のインターネットに接続可能な端末から行います。



はじめての方へ

お問い合わせ

## 利用イメージ



通信デバイスにウェアラブルカメラ・モバイルバッテリーをUSBケーブルで接続するだけで誰でも簡単に撮影が開始できます。

- ・ウェアラブルカメラはヘルメットのバイザー（つば）に簡単ワンタッチ取り付けします。
- ・バイザーに取り付けることで、装着した人の目線とほぼ同等の画角で撮影されます。

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;"><b>遠隔臨場の試行要領</b></p> <p>(目的) 第1条 この要領は、建設現場において、受注者及び監督員の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。</p> <p>(対象工事) 第2条 監督員の施工箇所への移動時間削減による業務改善が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事を選定する。 選定した工事は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。</p> <p>(適用) 第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信で相互に確認を行うことにより、監督員が必要とする情報を入手できる場合、臨場に替えることができるものとする。 ただし、出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。</p> <p>(実施方法) 第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。 (1) 実施計画 受注者は、監督員と協議を行い、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法を計画する。なお、遠隔臨場は、立会及び段階確認の全体の実施予定回数の5割を上限とする。 (2) 実施記録 受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員の映像を含む写真、通話中の動画等のいずれかの記録を行うものとする。 遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員の臨場に替えて黒板に遠隔臨</p>	<p style="text-align: center;"><b>遠隔臨場の試行要領</b></p> <p>(目的) 第1条 この要領は、建設現場において、受注者及び監督員の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。</p> <p>(対象工事・業務) 第2条 <del>監督員の施工箇所への移動時間削減による業務改善が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事を選定する。</del> 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象とする。 <del>選定した工事は、対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受注者が希望する場合に受注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。</del></p> <p>(適用) 第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員等又は検査員にリアルタイムで配信を行いし、双方向通信で相互に確認を行うことにより、監督員が必要とする情報の入手が可能であると監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。 <del>ただし、また、出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。</del></p> <p>(実施方法) 第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。 (1) 実施計画 受注者は、監督員と協議を行い調整のうえ、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、実施記録の方法を記載した実施計画書を作成する。計画する。なお、遠隔臨場は、立会及び段階確認の全体の実施予定回数の5割を上限とする。なお、当該工事（業務）で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないよう、計画を作成する。 (2) 実施記録 受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真、<del>通話中の動画等</del>のいずれかの記録を行うものとする。 遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に</p>	<p>検査への適用を可能とする</p> <p>原則として全ての工事及び業務委託を対象とする 経済産業部へも拡大する</p> <p>適用対象外として明示されていた夜間・暗所・水中の解除</p> <p>上限5割の規定を取りやめ</p>

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p>場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 施工計画書の提出・確認</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、施工計画書に記載する。監督員は、施工計画書の受理後、遠隔臨場に関する記載内容について検査員の確認を受けるものとする。</p> <p>なお、臨場による立会・段階確認を実施する場合は、以降の手続によらず、従来の手続による。</p> <p>(2) 立会・段階確認の申請</p> <p>受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。</p> <p>ただし、監督員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認の実施</p> <p>受注者は、実施予定日時に、監督員に対して通信を開始して実施する。</p> <p>ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認の確認</p> <p>立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付する。</p> <p>(機器等の手配・仕様)</p> <p>第6条 1. 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行うものとする。</p> <p>2. 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末を利用する。</p> <p>3. 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p>	<p>替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 施工(業務)計画書の提出・確認</p> <p>受注者は、遠隔臨場の実施計画について、施工(業務)計画書に記載する。監督員は、施工計画書の受理後、遠隔臨場に関する記載内容について検査員の確認を受けるものとする。</p> <p>なお、臨場による立会・段階確認を実施する場合は、以降の手続によらず、従来の手続による。</p> <p>(2) 立会・段階確認、検査の申請</p> <p>受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。</p> <p>ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。</p> <p>(3) 立会・段階確認、検査の実施</p> <p>受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。</p> <p>ただし、遠隔臨場にて、監督員又は検査員が必要となる情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。</p> <p>(4) 立会・段階確認、検査の確認</p> <p>受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。</p> <p>(機器等の手配・仕様)</p> <p>第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。</p> <p>(1) 1. 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行うものとする。</p> <p>(2) 2. 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。</p> <p>(3) 3. 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。</p> <p>(費用)</p>	<p>利用端末の緩和</p>

新旧対照表

改正前	改正後	改正理由
<p>第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対して必要となる調査を実施する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等必要となる調査を実施する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>施行日の記載</p>

NO.30

建設工事監督要領 様式—7（第6条関係）

## 段階確認・立会願

工事名：											
受注者名：						<b>確 認 書</b>					
NO	発議日	報告者氏名	確認内容			施工予定時期 年月日	確認方法	確 認 年月日	確認結果	確認者	監督員 確認年月日
			種 別	細 別	確認項目						
1						遠隔臨場 R2.8.24 16:00					
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

- ※ ① この段階確認簿をもって、段階確認が実施され、確認されたものとする。なお、監督職員から段階確認の実施の通知については、「確認年月日」をもって通知とする。  
 ② 完成図書には、最終時のものを添付する。  
 ③ 報告者、監督員の押印は省略する。

## (参考資料)

### 【取扱注意】 遠隔臨場 Q&A

#### 1. 対象

##### Q. 対象とする案件は？

A. 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての工事及び業務委託を対象とし、受発注者間の協議により活用可能です。

このため、全ての工事及び業務委託へ特記仕様書の添付をお願いいたします。ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、この限りではありません。

##### Q. 低入札工事の複数監督員による段階確認・立会いにも活用可能か？

A. 活用可能です。ただし、原則として監督員のうち1名は現地に臨場してください。

##### Q. 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか？

A. 土質・地質業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認など、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。

例えば、土質・地質業務委託において、単純にロッド長を計測・確認を目的とした検尺については、遠隔臨場を行うことが可能ですが、支持地盤や土質の変化位置の確認等は、映像での判断が難しいことから、現地での臨場としてください。

##### Q. 「検査」は、どのような場合に適用できるのか？

A. 検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能としています。

ただし、標尺の目盛を読む必要があるレベル測量やカメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評定が適切に行えない場合には適用できません。

##### Q. 特記仕様書の添付されていない工事及び業務委託は、適用できないのか？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

##### Q. 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か？

A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

#### 2. 実施計画

##### Q. 確認する内容、項目の設定は？

A. 映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要な情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

Q. 確認する内容、設定の判断は？

A. 施工計画時に検査員の確認を受けることとしています。

Q. 確認できなかった場合の対応は？

A. 遠隔臨場を取りやめ、従来の臨場を行うこととしています。

Q. 実施回数の上限はあるか？

A. 実施回数の上限については定めていません。ただし、当該工事（業務）で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないように計画を作成してください。また、映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要な情報の確実な入手が出来ないものについては、従来どおりの臨場による立会・段階確認及び検査を実施するようにしてください。

### 3. 実施記録

Q. 実施されたことの記録は？

A. 監督員又は検査員が写真に写ることに替えて、写真撮影時の黒板に「遠隔臨場」と記載します。実施したことの証拠は、通話履歴のキャプチャ写真、通話画像を含む写真等の記録を行うこととしています。

### 4. 機材等

Q. 使用するアプリケーション（サービス）は？

A. 指定はありません。アプリケーションについてはiPad等で通信可能なものであることを要件としており、FaceTimeまたはZoom等を想定しています。詳細については、受発注者間の協議により決定してください。

### 5. 費用負担

Q. 遠隔臨場に係る費用の計上は別途行うか？

A. 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分（業務の場合は諸経費）に含まれるものとし、別途計上はしません。

### 6. 試行の検証

Q. 具体的にどのような調査を予定しているか？

A. 実施件数の調査（年2回、発注者を対象）及び課題点の抽出の為のアンケート調査（年1回、受発注者双方を対象）を予定しています。

# ICTマイレージプログラム 概要

## 目的

建設業者間でのICTの普及啓発活動の取組の推進

## 制度概要

以下の活動について、実施報告書を作成・提出することで、総合評価の評価等において活用

- ・ 自社工事での他社の職員に対する臨場や見学等による研修・講習  
(参加人数3名以上、かつ、所要時間1時間以上)
- ・ 他社工事への技術的な相談への対応等の指導や支援

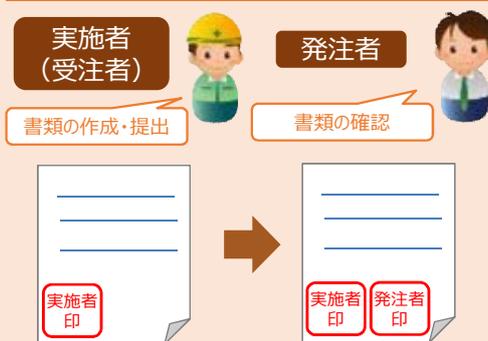
対象者	静岡県建設工事入札参加資格を持つ者
対象工事	静岡県交通基盤部・経済産業部が発注する建設工事のうち以下の工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用工事として実施する工事</li> <li>・ <u>遠隔臨場を実施する工事 (R02.10追加)</u></li> </ul>
対象内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起工測量や3次元設計データ作成、出来形計測、出来形管理資料作成における現場作業やデータ処理</li> <li>・ ICT建設機械による施工における機材のセットアップや現場作業</li> <li>・ <u>モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認の機器等のセットアップや現場作業 (R02.10追加)</u></li> </ul>

# ICTマイレージプログラム 登録手順

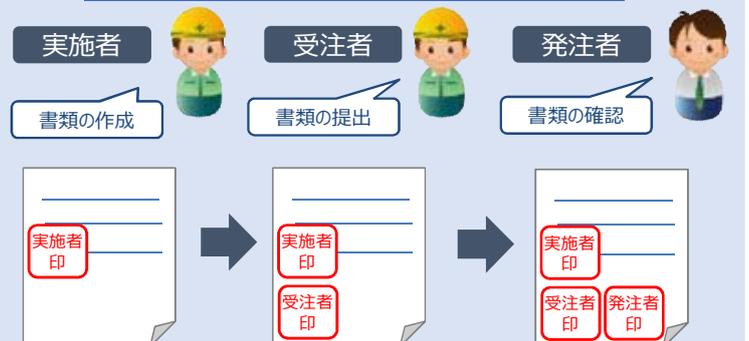
## 報告書の作成・確認

受注者が発注者に書類を提出し確認を受けます。確認後、報告書は返却します。

### 自社受注工事での研修・講習



### 他社受注工事への指導・支援



## 報告書の提出

総合評価落札方式の事前審査登録の申請書の添付書類として提出します。



## 静岡県 I C T 普及啓発活動推進制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事において、建設業者間での I C T 活用の普及啓発活動の取組を推進することを目的とし、「静岡県普及啓発活動推進制度」(通称「I C T マイレージプログラム」)の実施に必要な事項を定めるものである。

### (対象者)

第2条 本制度は、静岡県建設工事入札参加資格を持つ者を対象とする。

### (報告対象)

第3条 以下の要件を満たす活動を報告の対象とする。

#### (1) 対象工事

静岡県交通基盤部・経済産業部が発注する建設工事で、I C T 活用工事として実施する工事または遠隔臨場を実施する工事。

#### (2) 対象とする作業

以下のいずれかの作業を対象とする。

ア 起工測量や3次元設計データ作成、出来形計測、出来形管理資料作成における現場作業やデータ処理

イ I C T 建設機械による施工における機材のセットアップや現場作業

ウ モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認の機器等のセットアップや現場作業

#### (3) 対象とする活動

以下のいずれかの活動を対象とする。

ア 報告の対象者(以下、自社)が受注した対象工事における下請業者を除く自社以外の対象者(以下、他社)の職員に対する臨場や見学等における研修・講習で以下の要件を満たすもの

・参加人数が3名以上

・開催所要時間が1時間以上

イ 他社が受注した対象工事における他社に対する技術的な相談への対応等の自社による指導や支援(1工事につき1件として取り扱う)

#### (4) 回数に関する規定

対象工事1件につき、報告は1件までとする。

### (報告書の作成)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、「I C T マイレージプログラム活動報告書」(様式第1号または様式第2号)(以下、報告書)を作成し、対象工事の受注者が対象工事の監督員の確認を受けるものとする。

(登録)

第5条 報告書は、静岡県交通基盤部総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく事前審査登録の申請書の添付書類として提出することで、登録を行うものとする。

(登録の取消)

第6条 県は、前条に規定する申請に虚偽が判明した場合には、登録の取消を行うものとする。

(登録の用途)

第7条 登録内容は、交通基盤部所管の総合評価落札方式による工事の入札における評価、及び、静岡県交通基盤部等優良工事表彰等に用いる。

附則

- 1 この要領は、令和元年9月6日から施行する。  
なお、報告の対象とする活動は、平成31年4月1日以降に実施したものとし、施行日以降に報告書を作成することで、報告の対象とする。
- 2 この要領は、令和2年9月14日に一部改正し、令和2年10月1日から施行する。

## 3次元データ納品工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、3次元データの流通・活用推進の取組の一環として、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 3次元データ納品工事は、すべての一般土木工事を対象とする。ただし、ICT活用工事として実施する工事、小規模修繕工事等は対象外とする。

### (実施手続)

第3条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きをする。

### (利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL : <https://mycityconstruction.jp/>

### (3次元データ納品の具体的内容)

第5条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

#### (1) 完成形状の3次元計測

空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）（国土交通省）、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）等のICT活用工事の基準・要領に規定される出来形計測に準じて、工事完成時に完成形状の計測を行うものとする。

#### (2) 3次元データの納品

完成形状の計測点群データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

### (積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

### (電子成果の取扱い)

第7条 3次元データは、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月

### 3次元データ納品工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議により、工事完成図書の一部として、3次元データの納品を実施することができる。

#### (定義)

第1条 3次元データ納品工事とは、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）工事である。

#### (利用システム)

第2条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

#### (3次元データ納品の具体的内容)

第3条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

##### (1) 完成形状の3次元計測

空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）（国土交通省）、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）等のICT活用工事の基準・要領に規定される出来形計測に準じて、**工事完成時に完成形状の計測を行う**ものとする。

##### (2) 3次元データの納品

完成形状の計測点群データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

#### (実施手順)

第4条 3次元データ納品は、以下の手順により実施する。

##### (1) 事前協議

情報共有・電子納品事前協議チェックシートの対象項目 i-Construction 関連の備考欄に「**3次元データ納品を実施**」と記載する。

##### (2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

##### (3) 成果品登録

受注者は、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録されたデータに不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの登録確認書を発注者に提出する。

(データの取扱い)

第5条 3次元データは、原則として公開に設定するものとする。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(ICT活用工事の特例)

第7条 ICT活用工事を実施する場合、本特記仕様書に定める内容は、適用の対象外とする。

(工事成績)

第8条 3次元データ納品を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

## 情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（工事用）

## (1) 基本情報

設計書コード	(記載方法：31-A1234-01-11-01)		
工事名			
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 対象とする	<input type="checkbox"/> 対象としない	対象としない理由：
情報共有	<input type="checkbox"/> 利用する	<input checked="" type="checkbox"/> 利用しない	

## (2) 適用要領・基準類

工事完成図書の電子納品等要領	<input type="checkbox"/> H28.03	<input type="checkbox"/> H31.03	静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン	<input type="checkbox"/> R3.04	<input type="checkbox"/> それ以外( . )
	<input type="checkbox"/> R02.03	<input type="checkbox"/> それ以外( . )			
デジタル写真管理情報基準	<input type="checkbox"/> H28.03	<input type="checkbox"/> R02.03	電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	<input type="checkbox"/> H30.03	<input type="checkbox"/> H31.03
		<input type="checkbox"/> それ以外( . )		<input type="checkbox"/> R02.03	<input type="checkbox"/> それ以外( . )
CAD製図基準	<input type="checkbox"/> H28.03	<input type="checkbox"/> H29.03	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	<input type="checkbox"/> H28.03	<input type="checkbox"/> H29.03
		<input type="checkbox"/> それ以外( . )			<input type="checkbox"/> それ以外( . )

## (3) インターネットアクセス環境

発注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input checked="" type="checkbox"/> 2Mbyte未満
受注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input type="checkbox"/> 5Mbyte以上 <input type="checkbox"/> 5Mbyte未満 <input type="checkbox"/> 1Mbyte未満

## (4) 対象項目

フォルダ	サブフォルダ	提出方法 (○を記入) 併用の場合は複数記入		納品項目	備考
		電子	紙		
<root>		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	工事管理ファイル	
PLAN		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書	
MEET		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指示・承諾・協議・提出・報告書	
			<input type="checkbox"/>	工事測量成果表	
			<input type="checkbox"/>	工事実績（コリンズ）データ	
			<input type="checkbox"/>	施工体制台帳	
OTHRs	ORG001		<input type="checkbox"/>	休日・夜間作業届	
	ORG002		<input type="checkbox"/>	材料承認願	
	ORG003		<input type="checkbox"/>	工事工程月報	
	ORG004		<input type="checkbox"/>	工事記録簿	
	ORG101		<input type="checkbox"/>	出来形管理	
	ORG102		<input type="checkbox"/>	段階確認・立会願	
	ORG103		<input type="checkbox"/>	安全・訓練等の実施報告書	
	ORG104		<input type="checkbox"/>	建設副産物	
	ORG105		<input type="checkbox"/>	残土処分	
	ORG106		<input type="checkbox"/>	建退共証紙受払簿（写）	
	ORG107			総合評価履行確認シート	
	ORG108			品質証明書	
	ORG109		<input type="checkbox"/>	品質管理表	
	ORG110		<input type="checkbox"/>	使用材料品質証明書	
ORG111			創意工夫・社会性に関する実施状況		
ORG201 ※1			工事図面		
DRAWING ※2		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	工事図面	
PHOTO		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	工事写真	
BORING ※3			<input checked="" type="checkbox"/>	地質土質調査	
ICON ※4			<input checked="" type="checkbox"/>	i-Construction関連	3次元データ納品を実施

※1 発注者から、CAD製図基準に準拠しないCADデータが貸与された場合に対象とします。

※2 発注者から、CAD製図基準に準拠したCADデータが貸与された場合に対象とします。

※3 地質土質調査成果がある場合に対象とします。

※4 i-Constructionに関連する電子成果がある場合に対象とします。

## (5) ボーリング納品データの取扱い（BORINGフォルダのある場合）

外部公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の場合は理由を記載：
---------	-----------------------------	------------------------------	---------------

## (6) 検査方法

機器の準備	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 発注者	
代表写真の紙媒体での提出	<input type="checkbox"/> 不要	<input checked="" type="checkbox"/> 必要	
完成書類の検査方法 ※併用の場合は複数チェック	<input type="checkbox"/> 情報共有システム	<input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体	<input checked="" type="checkbox"/> 紙
工事写真の検査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電子	<input type="checkbox"/> 紙	紙の場合は理由を記載：